

第四章 總 結

第一現 狀

五二

以上の研究の結果を綜合するに現時本邦船員の需給關係は左の如し。

(一) 海技免狀受有者

イ、員數。海技免狀受有者の需要高は船舶乗組員汽船七千六百十九人、帆船九千三百五十二人計一萬六千九百七十一人、又陸上技術員として合計七百五十六人以上總計一萬七千七百二十七人なり、之に對して海技免狀受有者の現在高は三萬四千六百七十八人にして即ち供給力は需要高の一・九五倍に上る。此内需給額の雙方より丙種運轉士及び三等機關士を除去するとき所謂高級海技免狀受有者に付ては需要高六千三百四十九人供給力一萬六千八十四人にして一に對する二・五三の割合となるべし。

ロ、内容。前項所説により明かなる如く現在本邦海技免狀受有者は其の員數に於ては需要額の約二倍に達し船員の供給に付ては毫も憂ふる所なきが如しと雖も其の内容及び素質の良否は別に攻究を要す。

之を高級海技免狀たる船長、甲一、甲二、機關長、一機免狀受有者七千八百十四人に付て見るに既説の通り専門の商船學校を修業せざる者二千八百三十二人を含み全員に對する三割五分強に當る。勿論學校の教育を受けざるものを以て學校教育を受けたる者に劣ると斷言することを得ず却て其の反對の場合無きに非ずと雖も之を總體の上に就て觀察し且つ船員の性質に照し之が養成の理想より論ずるときは高級船員は

總て専門の組織的教育を受け系統的に學術技術を修めたるものを以て優良とせざるべからず。之れ大に注意を要する點にして我國と雖も決して學識人格優秀なる船員のみを必要數の二倍以上保有するものに非ず。尙現に海技免狀を受有するも船舶の乗組員にも非ず又陸上技術員にも非ざる即ち剩餘員中には老年者、病者、廢疾者、不適業者等其他實際海員たるの實を有せざる者を含み果して剩餘員中の幾割が何時にても船舶に乗組み夫々執職し得る者なりや即ち豫備員 (reserve) の實力を有するものなりやを調査せざるべからず。

病者、廢疾者、不適業者等に至りては其概數だに調査すること困難なりと雖も先づ年齢に付考ふるに本邦高級船員三萬二千百十六人に付調査したる所に依れば此中五十一歳以上六十歳以下の者四千七百六十七人六十一歳以上の者三千二百六十六人を有す。然るに其の職務の性質上丙種船員は相當の高齡に達する迄船内に執務し得るも其他は先づ六十歳を限として現職を退かざるべからず其現在の實況に徴するも甲種船長の平均年齢は四十三歳、機關長の平均年齢は四十二歳なり、吾人は五十一歳以上六十歳以下の者の三割も亦之を不適業者に計上するの不當ならざるを信する者なり。依之觀之、單に年齢の點より見るも高級船員の四千六百九十六人は不適業者として除去するを可とし其の割合は剩餘全員の二割三分餘に當る。而して之を剩餘員數より控除するときは眞に豫備員として計上し得べき員數は約一萬二千人にして即ち現在必要員の六割に過ぎず此外更に廢病者其他の不適業者を控除せざるべからざるを以て其の殘餘は一層低率と